

宮津市つつじが丘団地購入者紹介報奨金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が所有するつつじが丘団地内の宅地（以下「分譲地」という。）の販売を促進するため、当該分譲地の購入希望者を紹介した者に対し、報奨金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、分譲地の購入希望者を紹介した個人（満18歳以上の者に限る。）又は事業者（以下「紹介者」という。）はとする。ただし、次の各号に該当するときはこの限りでない。

- (1) 市の職員
- (2) 京都府又は市から移住定住施策に関する業務を受託する団体及び当該団体に属する者
- (3) 購入希望者と同居する者又は生計を一にする者
- (4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に属する者
- (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、1件につき3万円とする。

(紹介書の提出)

第4条 紹介者は、あらかじめ購入希望者の同意を得て、つつじが丘団地購入希望者紹介書（以下「紹介書」という。）を市長に提出するものとする。

(受理書の交付)

第5条 市長は、紹介書が提出されたときは、その内容について審査し、つつじが丘団地購入希望者紹介書受理書（以下「受理書」という。）を交付するものとする。ただし、市と購入希望者との間で、分譲地の分譲に関し既に交渉等が行われている場合は、紹介書を受理しないものとする。

- 2 同一の購入希望者に関する紹介書が複数の紹介者から提出された場合は、最初に紹介書を提出した紹介者に受理書を交付するものとする。

(受理書の有効期間)

第6条 受理書の有効期間は、受理書を交付した日から起算して1年間とし、有効期間内に分譲契約が成立しない場合は、報奨金は交付しないものとする。

(交付の方法及び時期)

第7条 交付対象者は、購入希望者との間で分譲契約が成立し、分譲代金が全額支払われた後に、つつじが丘団地購入紹介報奨金交付申請書を市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに報奨金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、紹介者の紹介した内容に虚偽その他不正な行為が認められた場合は、報奨金の交付を受けた者に対し、交付された報奨金を返還させることができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 紹介者は、購入希望者に関する個人情報を適正に取り扱うものとし、他に漏らし又は目的外に利用してはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、謝礼金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。